

修正案	現 行
第 1 編 総 則 第 3 章 特定事業者の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱及びその他の事業所等の協力 第 1 節 略 第 2 節 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱 1 略 2 自衛防災組織の設置・整備 3 ～ 9 略 第 3 節 略 第 4 章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第 1 節 防災関係機関の実施責任 1 ～ 3 略 4 関係市消防機関 消防機関は、管轄する特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業所が保有する危険物施設、特定防災施設等を適切に管理するよう消防法、<u>高圧ガス保安法、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律</u>及び石炭法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。 第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 (1) ～ (4) 略 (5) 特定事業所に対する立入検査及び<u>防災活動についての必要な助言・指導</u>	第 1 編 総 則 第 3 章 特定事業者の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱及びその他の事業所等の協力 第 1 節 略 第 2 節 特定事業所の処理すべき事務又は業務の大綱 1 略 2 自衛防災組織の設置整備 3 ～ 9 略 第 3 節 略 第 4 章 防災関係機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱 第 1 節 防災関係機関の実施責任 1 ～ 3 略 4 関係市消防機関 消防機関は、管轄する特別防災区域に係る市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、特定事業所が保有する危険物施設及び特定防災施設等を適切に管理するよう消防法及び石炭法に基づく指導を行うとともに、災害発生時には自衛防災組織及び防災関係機関と連携し防災活動を実施する。 第 2 節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱 1 県 (1) ～ (4) 略 (5) 特定事業所に対する立入検査

修正案	現 行
(6) 毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督 (7)～(21) 略 2 県警察 略 3 関係市 (1)～(7) 略 (8) 毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督 (9) その他の災害応急対策 (10) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置 4 関係市消防機関 (1)～(3) 略 (4) 危険物及び高圧ガス関係施設の保安管理の指導、監督 (5)～(12) 略 5 特定地方行政機関等 略 6 関係公共機関 (1)～(12) 略 (13) <u>KDD I 株南関東総支社、ソフトバンク株、楽天モバイル株</u> ア 電気通信施設の整備及び保全 イ 災害時における電気通信の疎通 7 自衛隊 略 第 5 章 特別防災区域の現況 第 1 節 特別防災区域の範囲 石災法に基づく特別防災区域は、横浜市及び川崎市のうち次に掲げる区域（総面積 4 1. 3 9 k m²（令和 6 年 4 月 1 日現在））である。 第 3 節 社 会 構 造 1 沿 革	(6) 危険物、高圧ガス及び毒劇物関係施設の保安管理の指導・監督 (7)～(21) 略 2 県警察 略 3 関係市 (1)～(7) 略 (新規) (8) その他の災害応急対策 (9) その他災害の発生の防ぎょ及び拡大防止のための措置 4 関係市消防機関 (1)～(3) 略 (4) 危険物施設、設備等の保安管理の指導、監督 (5)～(12) 略 5 特定地方行政機関等 略 6 関係公共機関 (1)～(12) 略 (13) <u>KDD I 株南関東総支社</u> ア 電気通信施設の整備及び保全 イ 災害時における電気通信の疎通 7 自衛隊 略 第 5 章 特別防災区域の現況 第 1 節 特別防災区域の範囲 石災法に基づく特別防災区域は、横浜市及び川崎市のうち次に掲げる区域（総面積 4 1. 3 9 k m²（平成 3 1 年 4 月 1 日現在））である。 第 3 節 社 会 構 造 1 沿 革

修正案	現 行																																																																						
特別防災区域には、昭和30年から40年代の高度成長期に、重工業及び重化学工業関連の事業所が進出し、現在では、石油精製 3 事業所等を擁する全国有数の石油コンビナートを形成している。 2～5 略 第 3 節 特定事業所の現況 1 特定事業所の概況 本県の特別防災区域には、令和 6 年 4 月現在、2 地区合わせて 78 の特定事業所が所在している。その地区別の概要は次のとおりである。 (1) 京浜臨海地区 本地区は過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても最も大規模でかつ多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等の第一種事業所を中心に 70 の特定事業所が所在している。 (2) 根岸臨海地区 石油精製業、ガス業及び石油卸売業等の第一種事業所を中心に 8 の特定事業所が所在している。 <table><tr><th colspan="5">区域面積及び特定事業所数 (令和 6 年 4 月 1 日)</th></tr><tr><th>区 分</th><th>区域面積</th><th>特定事業所数</th><th>第一種事業所</th><th>第二種事業所</th></tr><tr><td>京浜臨海地区</td><td>3 5 . 0 0 k m²</td><td>7 0 事業所</td><td>3 0 事業所</td><td>4 0 事業所</td></tr><tr><td>川崎市</td><td>2 4 . 0 7</td><td>4 8</td><td>2 3</td><td>2 5</td></tr><tr><td>横浜市</td><td>1 0 . 9 3</td><td>2 2</td><td>7</td><td>1 5</td></tr><tr><td>根岸臨海地区</td><td>6 . 3 9</td><td>8</td><td>3</td><td>5</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4 1 . 3 9</td><td>7 8</td><td>3 3</td><td>4 5</td></tr></table> 2 危険物、高圧ガス施設等の概況 令和 6 年 4 月 1 日現在における危険物、高圧ガス施設等特定事業所における石油の貯蔵、取扱量は約981万キロリットルである。 石油貯蔵量の大部分を占めるのが屋外貯蔵タンクであり、その数は2,023基である。 一方、特定事業所における高圧ガスの処理量は、約171,070万 N 立方メートル/日である。 なお、高圧ガス貯蔵量の大部分を占めるのが、貯蔵タンクであり、その数は288基である。	区域面積及び特定事業所数 (令和 6 年 4 月 1 日)					区 分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第二種事業所	京浜臨海地区	3 5 . 0 0 k m ²	7 0 事業所	3 0 事業所	4 0 事業所	川崎市	2 4 . 0 7	4 8	2 3	2 5	横浜市	1 0 . 9 3	2 2	7	1 5	根岸臨海地区	6 . 3 9	8	3	5	合 計	4 1 . 3 9	7 8	3 3	4 5	特別防災区域には、昭和30年から40年代の高度成長期に、重工業及び重化学工業関連の事業所が進出し、現在では、石油精製 <u>6</u> 事業所等を擁する全国有数の石油コンビナートを形成している。 2～5 略 第 3 節 特定事業所の現況 1 特定事業所の概況 本県の特別防災区域には、平成31年 4 月現在、2 地区合わせて <u>80</u> の特定事業所が所在している。その地区別の概要は次のとおりである。 (1) 京浜臨海地区 本地区は過密化した地域に施設が集約しており、全国的にみても最も大規模でかつ多数の特定事業所を擁し、石油精製業、化学工業及び鉄鋼業等の第一種事業所を中心に <u>72</u> の特定事業所が所在している。 (2) 根岸臨海地区 石油精製業、ガス業及び石油卸売業等の第一種事業所を中心に 8 の特定事業所が所在している。 <table><tr><th colspan="5">区域面積及び特定事業所数 (平成31年 4 月 1 日)</th></tr><tr><th>区 分</th><th>区域面積</th><th>特定事業所数</th><th>第一種事業所</th><th>第二種事業所</th></tr><tr><td>京浜臨海地区</td><td>3 5 . 0 0 k m²</td><td><u>7 2</u> 事業所</td><td><u>3 2</u> 事業所</td><td>4 0 事業所</td></tr><tr><td>川崎市</td><td>2 4 . 0 7</td><td><u>5 1</u></td><td><u>2 5</u></td><td><u>2 6</u></td></tr><tr><td>横浜市</td><td>1 0 . 9 3</td><td><u>2 1</u></td><td>7</td><td><u>1 4</u></td></tr><tr><td>根岸臨海地区</td><td>6 . 3 9</td><td>8</td><td>3</td><td>5</td></tr><tr><td>合 計</td><td>4 1 . 3 9</td><td><u>8 0</u></td><td><u>3 5</u></td><td>4 5</td></tr></table> 2 危険物、高圧ガス施設等の概況 平成31年 4 月 1 日現在における危険物、高圧ガス施設等特定事業所における石油の貯蔵、取扱量は約<u>1,370</u>万キロリットルである。 石油貯蔵量の大部分を占めるのが屋外貯蔵タンクであり、その数は<u>2,231</u>基である。 一方、特定事業所における高圧ガスの処理量は、約<u>179,178</u>万 N 立方メートル/日である。 なお、高圧ガス貯蔵量の大部分を占めるのが、貯蔵タンクであり、その数は<u>278</u>基である。	区域面積及び特定事業所数 (平成31年 4 月 1 日)					区 分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第二種事業所	京浜臨海地区	3 5 . 0 0 k m ²	<u>7 2</u> 事業所	<u>3 2</u> 事業所	4 0 事業所	川崎市	2 4 . 0 7	<u>5 1</u>	<u>2 5</u>	<u>2 6</u>	横浜市	1 0 . 9 3	<u>2 1</u>	7	<u>1 4</u>	根岸臨海地区	6 . 3 9	8	3	5	合 計	4 1 . 3 9	<u>8 0</u>	<u>3 5</u>	4 5
区域面積及び特定事業所数 (令和 6 年 4 月 1 日)																																																																							
区 分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第二種事業所																																																																			
京浜臨海地区	3 5 . 0 0 k m ²	7 0 事業所	3 0 事業所	4 0 事業所																																																																			
川崎市	2 4 . 0 7	4 8	2 3	2 5																																																																			
横浜市	1 0 . 9 3	2 2	7	1 5																																																																			
根岸臨海地区	6 . 3 9	8	3	5																																																																			
合 計	4 1 . 3 9	7 8	3 3	4 5																																																																			
区域面積及び特定事業所数 (平成31年 4 月 1 日)																																																																							
区 分	区域面積	特定事業所数	第一種事業所	第二種事業所																																																																			
京浜臨海地区	3 5 . 0 0 k m ²	<u>7 2</u> 事業所	<u>3 2</u> 事業所	4 0 事業所																																																																			
川崎市	2 4 . 0 7	<u>5 1</u>	<u>2 5</u>	<u>2 6</u>																																																																			
横浜市	1 0 . 9 3	<u>2 1</u>	7	<u>1 4</u>																																																																			
根岸臨海地区	6 . 3 9	8	3	5																																																																			
合 計	4 1 . 3 9	<u>8 0</u>	<u>3 5</u>	4 5																																																																			